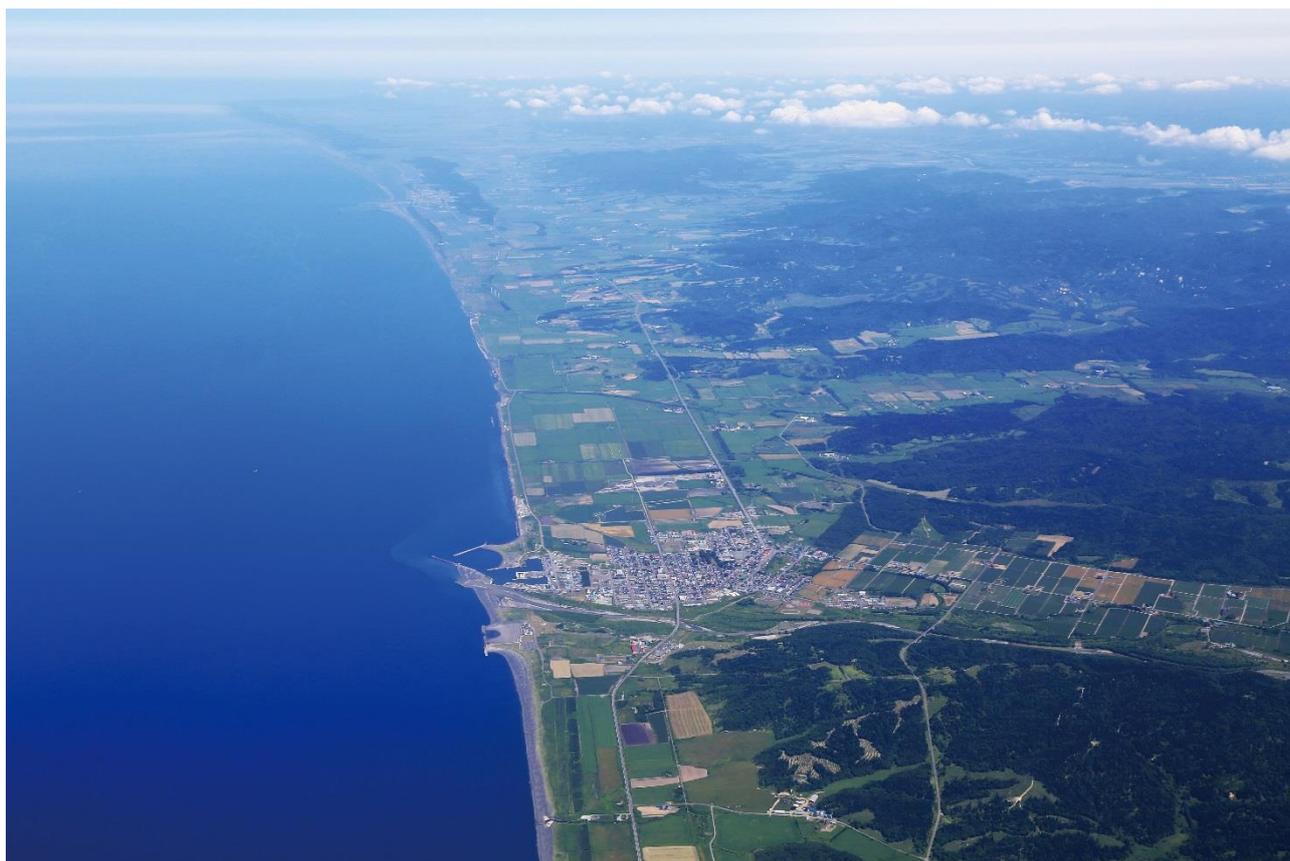


# 第1期遠別町強靱化計画



2020

2024

令和2年3月 策定

発行

遠別町総務課企画振興係  
北海道天塩郡遠別町字本町3丁目37番地  
電話：01632-7-2111【代表】  
Mail：kikaku@town.embetsu.hokkaido.jp

# 目 次

## I はじめに

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 地域防災計画との関係
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成

## II 基本的考え方

- 1 遠別町の概要
  - (1) 位置・地勢
  - (2) 気候
  - (3) 人口
- 2 災害の歴史とリスクの設定
  - (1) 災害の歴史
  - (2) リスクの設定
- 3 基本目標の設定

## III 脆弱性の評価

- 1 脆弱性評価の考え方
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定
- 3 評価の実施手順
- 4 評価結果【別表 遠別町脆弱化評価結果】

## IV 強靱化施策プログラム

- 1 施策プログラム策定の考え方
- 2 施策プログラムの指標となる目標値の設定
- 3 重点化すべき施策の設定
- 4 施策プログラムの策定

## V 計画の推進管理

- 1 計画の推進方法
- 2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた背策の推進
- 3 遠別町強靱化のための推進事業の設定

## 1 計画策定の背景

2011年3月11日に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

国においては、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。基本法の第二条（基本理念）において、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資するとされています。また、第四条（地方公共団体の責務）において、地方公共団体は、国土強靱化に関し地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされ、第十三条（国土強靱化地域計画）においては、都道府県又は市町村が、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるとされています。

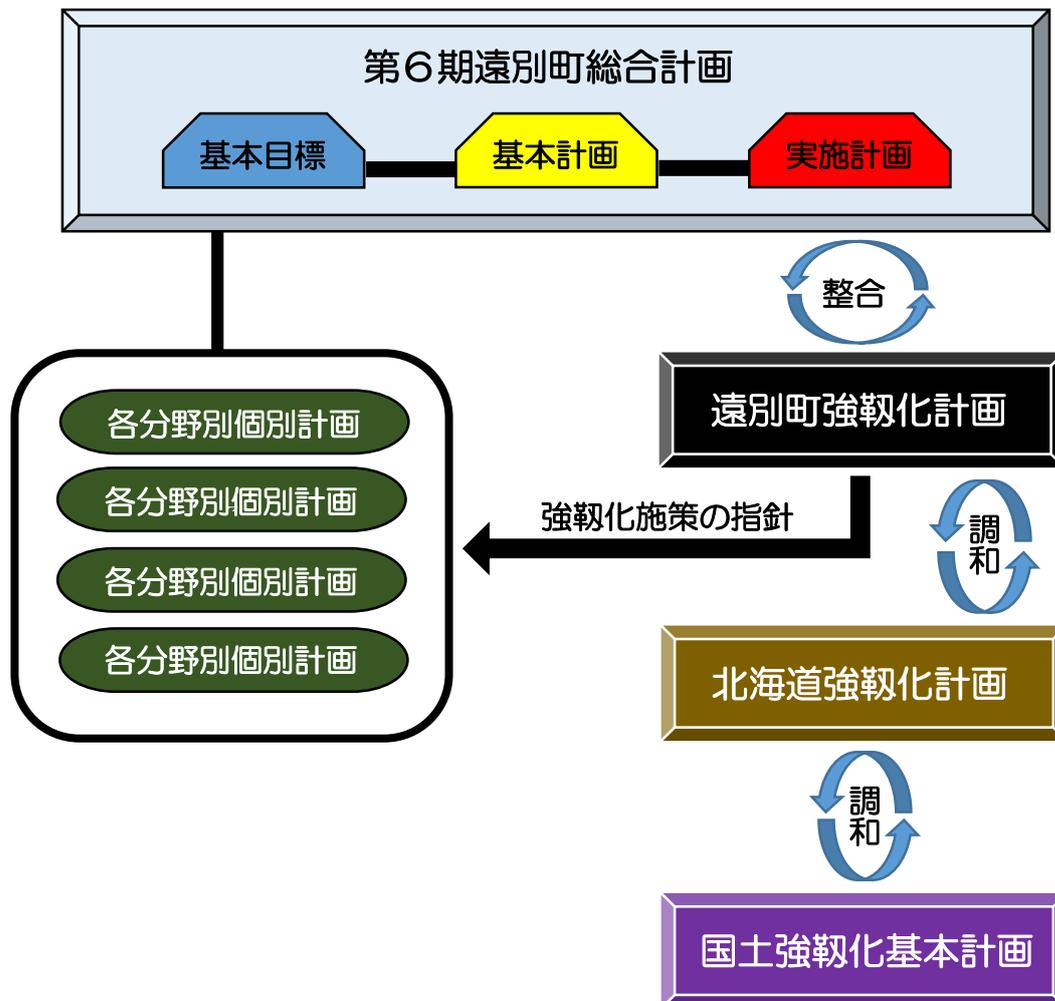
北海道においては、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている中で、2015年3月に北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」が策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備えた事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されました。

本町においては、1992年以降、集中豪雨、暴風・暴風雪、突風を中心とした数多くの災害に見舞われ、2018年の北海道胆振東部地震による大規模停電を経て、町民の防災・減災に対する意識が高まっていますが、本町は少子高齢化の進行や人口減少、社会資本の老朽化などの多くの地域課題を抱え、将来的な地域の防災力の低下は免れない状況です。

以上から、「第6期遠別町総合計画」に掲げる「安心できる、えんべつの街」の推進と大規模自然災害から町民の生命と財産を守るため、本町の自然災害に対する脆弱さを見つめ直しながら地域の強靱化を図り、いかなる災害が発生しようとも「強さ」と「しなやかさ」を持った地域社会を形成することを目的に「遠別町強靱化計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第十三条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定します。  
また、本計画は「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」との調和を保ちつつ、「第6期遠別町総合計画」におけるまちづくりの将来像（基本構想）を基本とし、本町における他の分野別個別計画の国土強靱化に関する指針となるものです。



## 3 地域防災計画との関係

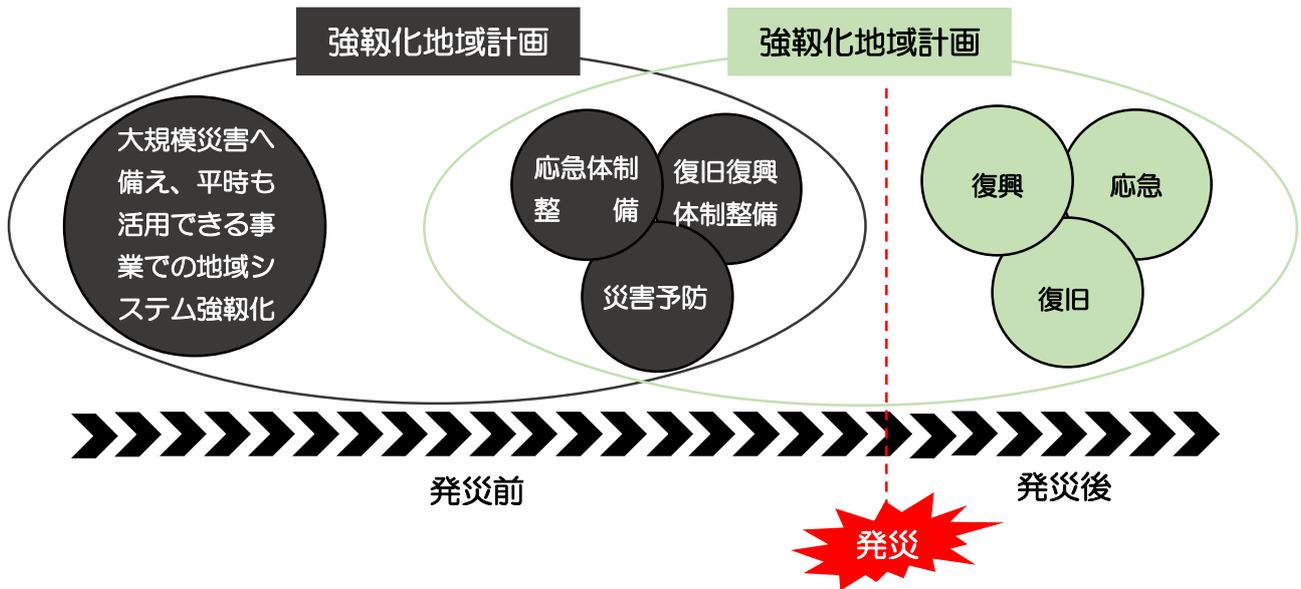
「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通していますが、「防災」は「リスク（地震や洪水など）」を特定し「リスクに対する対応」を取りまとめるものです。

したがって、地域防災計画では、「各災害に共通する対策」を設けながら、「地震災害対策」や「津波災害対策」など、リスクごとに計画が立てられています。

一方で、「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に創り上げていこうとするものです。

\*\*\* 地域防災計画との比較 \*\*\*

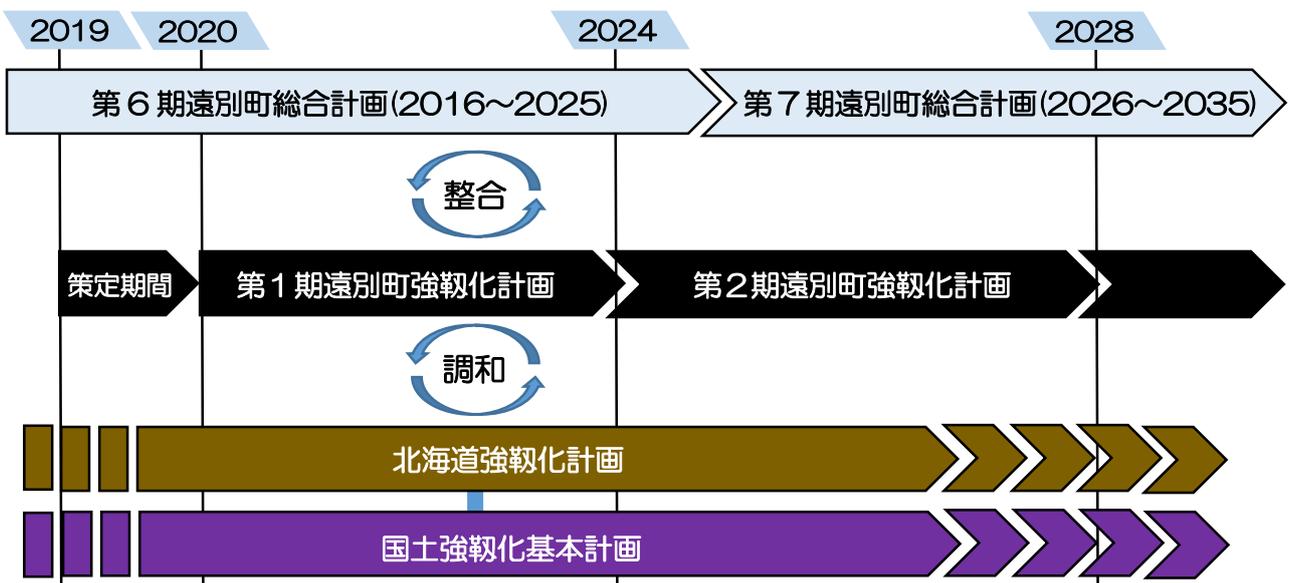
区分	強靱化地域計画	地域防災計画
検証アプローチ	想定される自然災害全般	災害の種別ごと
対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	リスクシナリオごと	なし
施策の重点化・優先順位	あり	なし
推進事業の設定	あり	なし



#### 4 計画の期間

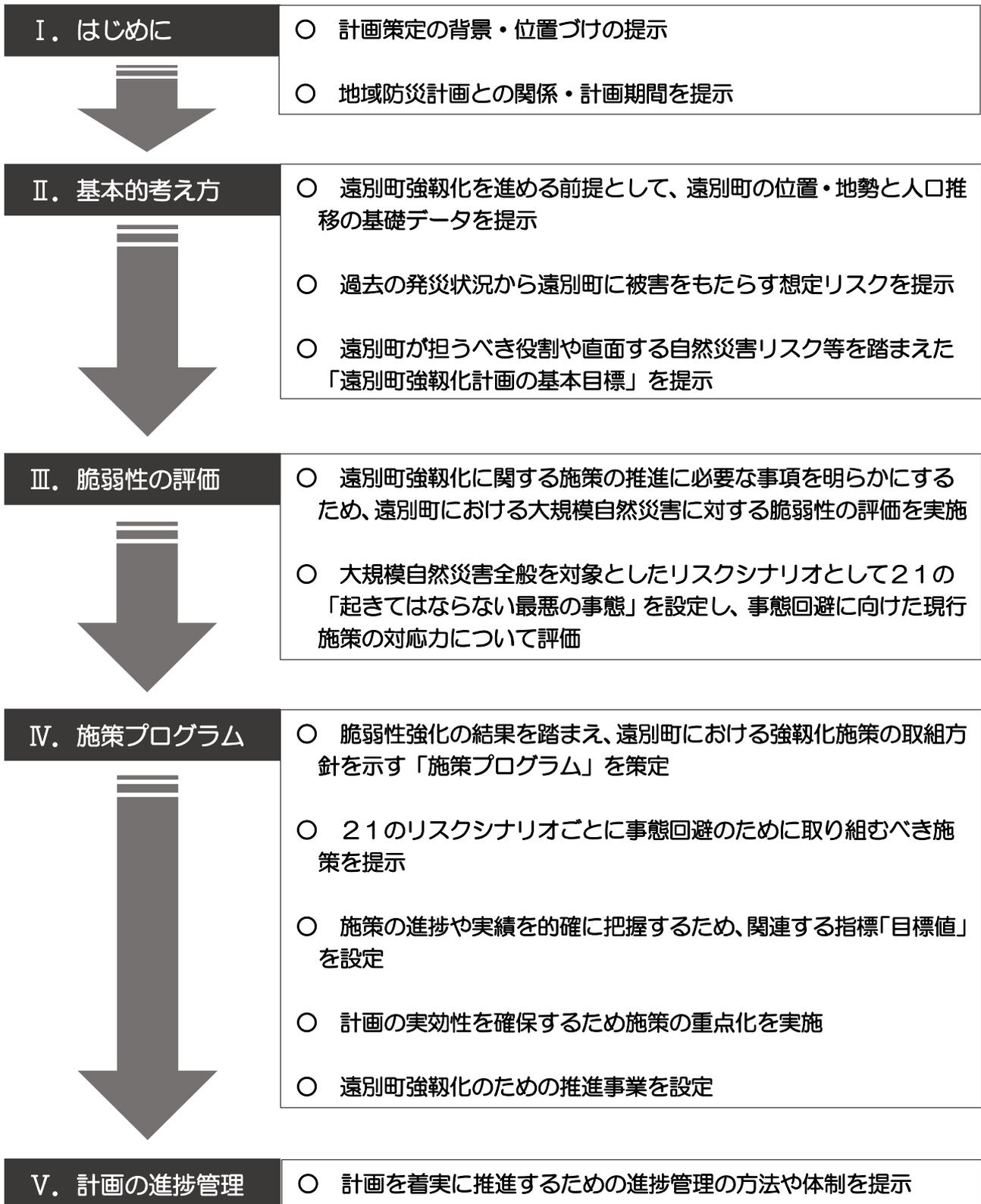
基本計画及び北海道強靱化計画との調和に留意し、本町を取り巻く環境の変化による見直しと効果的なPDCAサイクルの実施を図り、本計画の期間は5年（令和2年度【2020年度】から令和6年度【2024年度】）とします。

大規模災害の発生や国又は北海道の強靱化施策等の見直しによって、本計画に改定の必要が生じた場合は、計画期間中においても随時見直しを行います。



## 5 計画の構成

本計画は、I章からV章までの構成とし、概要は以下のとおりとなります。



## Ⅱ 基本的考え方

### 1 遠別町の概要

#### (1) 位置・地勢

遠別町は、北海道の北西部に位置し、東にピッシリ岳（1,031m）を主峰とする天塩山地を境に、雨竜郡幌加内町、中川郡中川町に接し、南は苫前郡初山別村及び羽幌町、北は天塩町に隣接しています。西は洋々たる日本海に面して、東西27.49km、南北51.05km、面積は590.80km<sup>2</sup>の広さを有しています。

地形的には、西に向かって緩やかな傾斜をなし、その間を数流の河川が東西に流れ、日本海に注いでいます。特にピッシリ岳に源を発する遠別川は80kmにわたり、その地域は地味肥沃で農耕に適し、本町稲作の中核地帯であります。海岸沿いは、平坦で泥炭地帯であり、一部畑作を除き、大部分は酪農業を営んでいます。南部、北部の小河川流域の平坦地では、酪農業、畑作に大別されますが、単一的作目経営から複合経営への転換が図られています。

#### (2) 気候

気候は、海洋性気候で対馬海流の影響により比較的温和で、特殊な気象年を除いては農作業に影響を及ぼすことは少ないが、冬期間において日本海から吹き付ける季節風は、地吹雪による視界不良で通行止めをもたらすこともあります。

#### (3) 人口

本町の人口は、1975年国勢調査の5,739人から減少を続け、2015年には2,802人と当時の約半分の人口規模となっています。また、近年少子高齢化の影響により総人口における老年人口の割合が38.0%となり、1975年当時の8.7%と比較すると大幅な増加となっています。人口推移の結果によると、今後も人口は緩やかに減少を続け、総人口における老年人口の割合は増加する見込みとなっています。

集計年		総人口	年齢別人口構成		
			年少人口	生産年齢人口	老年人口
1975年	実績	5,739	1,531	3,708	500
1985年		4,900	987	3,295	618
1995年		3,912	601	2,478	833
2000年		3,683	489	2,247	947
2005年		3,421	426	1,943	1,052
2010年		3,084	371	1,656	1,057
2015年		2,802	307	1,430	1,065
2020年	推移	2,550	253	1,224	1,073
2025年		2,373	218	1,130	1,025
2030年		2,206	207	1,022	977
2035年		2,058	206	950	902
2040年		1,919	212	859	848

## 2 災害の歴史とリスク設定

### (1) 災害の歴史

本町における近年の災害は以下のとおり、「豪雨」と「台風・暴風」による災害が大半を占めており、「地震」や「津波」による災害は発生しておりません。しかし、昭和15年の北海道神威岬北西沖を震源地とする地震による津波被害や、北海道防災会議において平成28年公表された「サロベツ断層帯」による地震想定結果を考慮すると、多くの自然災害のリスクを有していると言えます。

発災年月日	災 害	被害状況
平成 11.4.24	融雪	排水路法面崩壊3箇所、河川決壊1箇所
平成 11.7.28	大雨	床下浸水1棟、河川決壊1箇所、道路法面崩壊1箇所、河川土砂閉塞1箇所、道路地すべり1箇所、共同利用施設（サケ捕獲場）1箇所、農業用施設1箇所、林道盛土決壊・路肩崩壊7箇所、観光施設冠水、農業被害
平成 12.4.22	融雪	河川決壊1箇所、排水路法面決壊2箇所
平成 12.10.8	大雨	町道決壊1箇所、林道路盤流出・路肩決壊4箇所
平成 13.4.18~20	融雪	排水路決壊2箇所、農地路肩決壊1箇所、河川決壊1箇所
平成 13.7.24	大雨	床下浸水2棟、道路決壊1箇所、農業被害
平成 14.10.2	台風 21 号	共同利用施設1箇所、教育施設1箇所、営農被害（牛舎・サイロ・ビニールハウス棟）34件
平成 16.9.8	台風 18 号	住宅被害163件（半壊6棟、一部破損79棟、倉庫棟78棟）、農業被害（農作物、共同利用施設、営農施設）、漁業被害（共同利用施設、定置網、ホタテ養殖籠、底建網）、林業被害（倒木）、商工業被害（商工業施設）、公共施設、農地海岸保全施設
平成 22.7.18~19	大雨	住宅床上浸水1件、農業被害、土木被害、漁業被害、林業被害
平成 22.7.28~29	大雨	農業被害、土木被害、漁業被害、林業被害
平成 22.8.13~14	大雨	住宅床上浸水5件、床下浸水4件、牛舎被害5箇所、農業被害、土木被害、漁業被害、林業被害

### (2) リスクの設定

以上のことから、本町において甚大な被害をもたらすと想定される自然災害（リスク）を以下のとおり設定します。



### 3 基本目標の設定

本町の強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、重要な社会経済機能を維持することに加え、本町が持つ豊かな自然と基幹産業及び地理的優位性を活かしたバックアップ機能を強化し、国と北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、第6期遠別町総合計画の基本目標「安心できる、えんべつの街」においては、自然災害への対応、超高齢化社会や過疎化の進行など多くの課題から町民の生命及び財産を守り、生活への不安の解消を図るため、まちづくりのあらゆる場面における第一定義として「衝撃に備える」ことを基本とします。さらに、地域住民がともに助け合いシェア（共有）しながら生活できる仕組みを推進することとしています。

そして、本町の「強靱化」は、大規模自然災害への対応を見据えながら、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図り、また、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用させ、持続的成長に繋げるものでなければなりません。

以上の考えを踏まえ、本計画においては、基本計画における4つの基本目標と北海道強靱化計画における3つの目標との調和を保ち、次の3つを基本目標として設定し、第6期遠別町総合計画に掲げる「安心できる、えんべつの街」の推進と本町の強靱化に係る計画・施策の推進に努めるものとします。

#### 【 遠別町強靱化計画の基本目標 】

- 1 大規模自然災害から町民の生命と財産及び社会経済機能を守ること
- 2 遠別町の強みを活かし、国・北海道の強靱化に貢献すること
- 3 自助・共助・公助の地域全体で支え合う強くしなやかな社会基盤を作ること

#### 【 国土強靱化基本計画の基本目標 】

いかなる災害等が発生しようとも

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

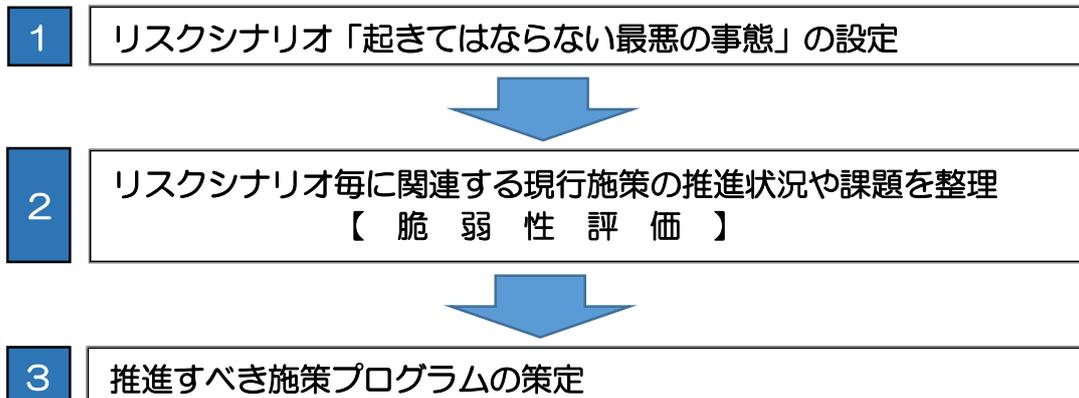
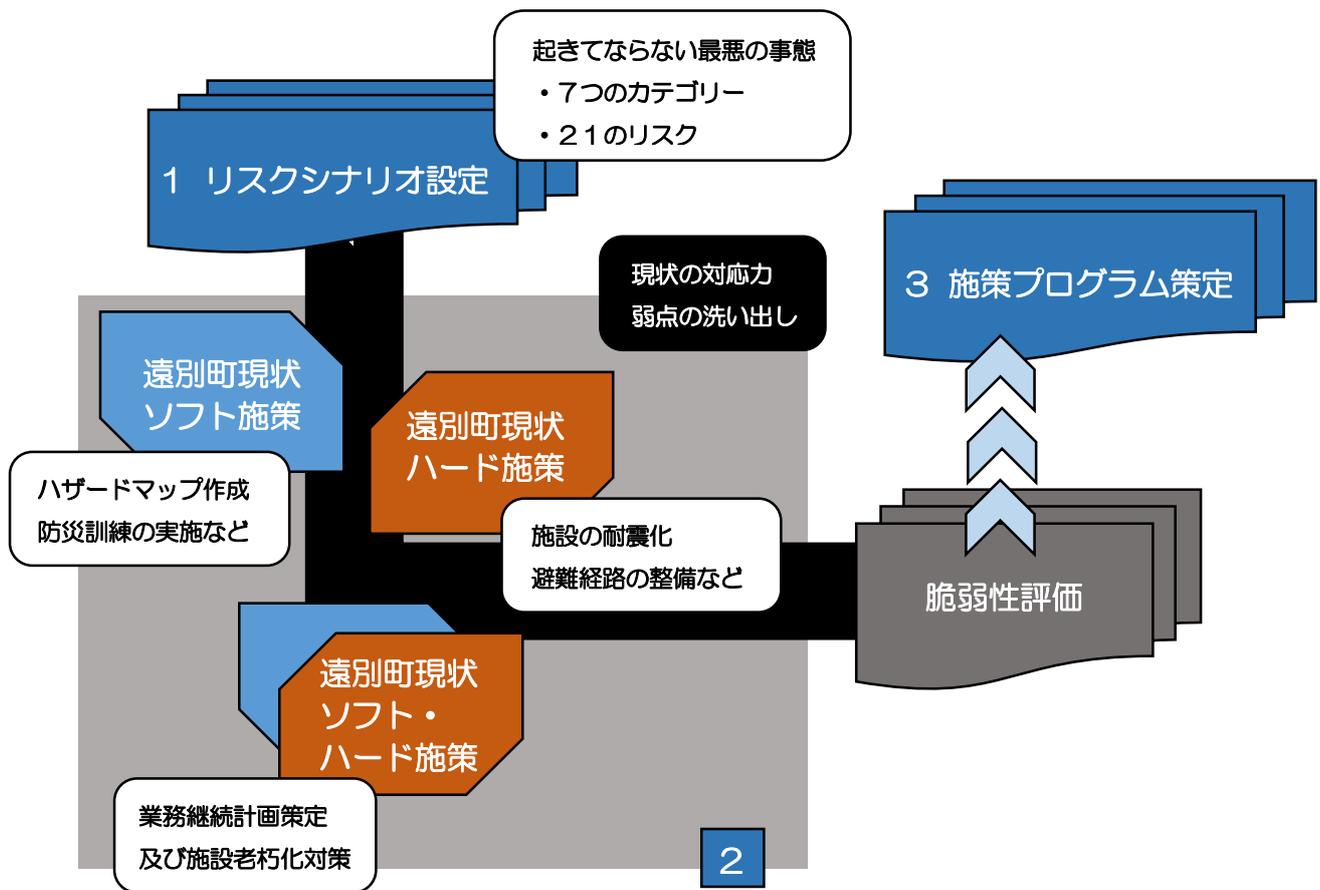
#### 【 北海道強靱化計画の目標 】

- 1 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- 2 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- 3 北海道の持続的成長を促進する。

### Ⅲ 脆弱性の評価

#### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析し・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第1項第5号）、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。北海道においても、北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に脆弱性評価を実施していることから、本町においても本計画に掲げる遠別町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、前記の評価手法を参考に、以下のとおり脆弱性評価を実施します。



## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

本町におけるリスクシナリオの設定においては、北海道強靱化計画において設定されている7つのカテゴリと21のリスクを基準とし、地域の特性を考慮して以下のとおり設定します。

### \*\*\* リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」 \*\*\*

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	土砂災害による死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	町内における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2	食料の安定供給の低下
		4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2	物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1	ため池の機能不全による二次災害の発生
		6-2	農地、森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

### 3 評価の実施手順

前項で設定した21のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」と第6期遠別町総合計画の基本計画分野ごとマトリクスを(※1)形成し、個々のリスクシナリオに対する本町の施策の対応状況を「見える化」します。

それぞれのリスクシナリオを回避するための施策群を各課横断的な「プログラム(※2)」として整理し、次に、プログラムごと及び個別施策分野ごとに脆弱性を分析・評価します。この分析・評価には、国、北海道、民間事業者など本町以外が実施主体となる取組も含まれます。

評価にあたっては、プログラムの進捗を定量的に把握するために「現状値」を参考指標として設定することとします。

#### ※1 マトリクス

数字で用いる行列のように、縦と横に複数の項目で展開して分析する手法。行と列が交わるところが要素となり、脆弱性評価の際に使用する手法となる。

#### ※2 プログラム

それぞれのリスクシナリオを回避するための施策の集まりを横断的に整理したもの。

### 4 評価結果

脆弱性評価の結果は別表「遠別町脆弱性評価結果」のとおりです。また、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果の概要は以下のとおりです。

#### **カテゴリー1 「人命の保護」に関する評価【概要】**

公共施設をはじめとした社会インフラの老朽化や耐震化などハード面の対策については、個別施設計画による計画的な維持・改修や施設の複合化を図る必要がある。

また、警戒区域の指定やハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策については、関係機関が連携し体制の不十分な地域への調査や迅速な情報共有の実施などの体制強化を図る必要がある。

災害時の迅速な避難誘導及び的確な避難所対応を図るため、寒冷地を考慮した物資の備蓄や一時滞在者及び住民に対する多様な情報伝達手段、また、外国人に対する情報伝達体制の確保を図る必要がある。

#### **カテゴリー2 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する評価【概要】**

災害時の応急対策に必要な分野において、行政機関や民間企業、関係団体と災害時協定を締結しているが、対象業務の拡大や協定内容の見直しなど、連携体制の強化を図る必要がある。

また、消防、警察、自衛隊等との連携や災害時の救護所の医療体制についてもソフト・ハード両面での体制整備を推進する必要がある。

### カテゴリー3 「行政機能の確保」に関する評価【概要】

災害対策本部となる役場庁舎について、行政機能確保のために耐震化・老朽化対策の実施や業務継続のためのIT部門を含めた業務継続計画の作成や、北海道や他市町村との応援・受援体制の整備・強化を図る必要がある。

### カテゴリー4 「ライフラインの確保」に関する評価【概要】

食料やエネルギーの安定供給に関しては、担い手対策を含めた一次産業の基盤整備を図る必要があるほか、エネルギー対策に関しては、日本海沿岸のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの導入や非常用電源設備などの電力基盤の整備を推進する必要がある。

上下水道等については、災害時においても必要な機能が維持されるよう計画的な維持管理と業務継続計画による防災対策の整備を図る必要がある。

災害時において広域交通の分断を回避し、移動の代替性を確保するためには橋梁を含む道路施設の計画的な維持管理のほか、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を北海道と連携して推進する必要がある。

### カテゴリー5 「経済活動の機能維持」に関する評価【概要】

災害時における企業リスクの分散化の観点から、本社機能や生産拠点等の誘致を北海道と連携して推進する必要がある。

また、被災後の企業の早期復旧と経営安定化及び業務継続体制に整備を図るため、金融支援等のセーフティネット策の周知を推進するとともに、業務継続計画や業務継続力強化支援計画の策定を促進する必要がある。

### カテゴリー6 「二次災害の抑制」に関する評価【概要】

ため池の決壊などの二次災害を防止するため、ため池の点検・診断を実施するとともに、所在や管理状況を把握する必要がある。

また、大災害等に起因する森林の荒廃は、国土強靱化に大きな影響を与える問題となり得るため、計画的な造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を推進する必要がある。

### カテゴリー7 「迅速な復旧・復興等」に関する評価【概要】

災害からの迅速な復旧・復興を行うため、災害廃棄物の処理方法や仮設住宅の設置体制整備、また平時からの地域コミュニティの活性化、復旧・復興を担う行政職員のスキル向上や建設業との連携を推進するとともに、広域的な視点での応援体制を整備する必要がある。

別表 遠別町脆弱性評価結果【参考資料】



## 1. 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

#### 【1-1-1】住宅・建物等の耐震化

- 公共施設及び民間住宅等の耐震については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、促進を図る必要がある。
- 社会福祉施設、体育施設や学校施設など不特定多数が集まる施設においては、災害時には避難所や救護施設として利用されることから、より一層耐震化を推進する必要がある。

#### 【1-1-2】建築物等の老朽化対策

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等の必要な取組を進めているが、今後更新時期を迎える建築物については、「個別施設計画」に沿った維持管理又は複合・廃止を実施する必要がある。
- 公営住宅については、「遠別町公営住宅等長寿命化計画」に基づき維持・建替・廃止を実施する必要がある。

#### 【1-1-3】避難場所の指定・整備

- 指定避難場所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制の整備及び高齢者や障がい者等の要配慮者の安全確保のために必要な整備を図る必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共施設等や公園、集会所について、災害用資機（器）材の整備や建物の耐震改修なども含め、引き続き地域の実情に応じた整備を促進する必要がある。

#### 【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

- 救急救護活動等に必要な緊急輸送道路や避難経路について、国、北海道及び市町村と連携を図り、整備を推進する必要がある。また、被災時には避難や救護を円滑かつ迅速に行うために、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を合わせて推進する必要がある。

#### 【1-1-5】火災予防・防火意識の啓発

- 火災の未然防止や被害軽減を図るため、引き続き関係機関との連携を強化し、火災予防・防火に関する啓発活動や危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 地震・津波による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査を実施し、調査結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討する必要がある。

### 指標「現状値」

・公共施設耐震化率	93%(R1)		
・個別施設計画策定率	100%(R1)		
・空き家等対策計画	未策定(R1)		
・住宅等火災報知器設置率	84%(R1)	(公共及び民間)	
・指定緊急避難場所	4箇所(R1)	指定避難所	5箇所(R1)
・公営住宅等長寿命化計画	策定済(H24)		

## 1. 人命の保護

## 1-2 土砂災害による死傷者の発生

## 【1-2-1】警戒避難体制の整備

- 土砂災害警戒区域の指定状況は7箇所、うち土砂災害特別警戒区域が3箇所である。北海道と連携して必要な調査を行うとともに、危険箇所が判明した場合は区域の指定を推進する必要がある。また、ハザードマップ更新など警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

## 【1-2-2】砂防設備の整備

- 北海道において、土砂災害の恐れがある箇所を対象に順次、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多く残されている。北海道との連携を図りながら必要な調査協力を行い、砂防設備等の整備を促進する必要がある。

## 指標「現状値」

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ・土砂災害指定区域数  | 7箇所(R1)        |
| ・土砂災害特別警戒区域 | 3箇所(R1)        |
| ・土石流危険区域数   | 0箇所(R1)        |
| ・地すべり等危険区域数 | 4箇所(R1)        |
| ・防災マップ作成    | 作成済 2,000部(R1) |

## 1. 人命の保護

## 1-3 大規模津波等による死傷者の発生

## 【1-3-1】津波避難体制の整備

- 令和元年度に防災マップを作成し、全世帯に配布済であるが、今後新たな津波浸水想定や津波災害警戒区域の設定がされるなどの情勢の変化に応じ、防災マップの見直しをはじめ避難体制の再整備を行う必要がある。

## 【1-3-2】海岸保全施設等の整備

- 北海道は、長大な海岸延長を有する等の実情から、全国の海岸保全施設の整備率を下回っている状況にある。また、海岸保全施設の中には、築造後相当の年月が経過し老朽化した施設が多く、施設の長寿命化の取組を進め、適切な維持管理や更新等を行うことが求められる。今後、北海道と連携して計画的な整備を促進する必要がある。

## 指標「現状値」

- ・津波避難計画策定 策定済(H26)
- ・防災マップ作成 作成済 2,000部(R1)

## 1. 人命の保護

## 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

## 【1-4-1】洪水・内水防災マップの作成

- 令和元年に防災マップを作成し全世帯に配布済であるが、遠別川、ウツツ川、オタコシベツ川流域における避難体制の整備や、住民の防災意識の向上と自主防災避難体制整備の促進を図る必要がある。

## 【1-4-2】河川改修等の治水対策

- 管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水池の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプや雨水管渠などの計画的な更新を進める必要がある。

## 【1-4-3】河川管理施設の老朽化対策

- 樋門、樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められている。

## 指標「現状値」

- ・防災マップ作成 作成済 2,000部(R1)

## 1. 人命の保護

## 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

## 【1-5-1】暴風雪等における道路管理体制

- 各道路管理者（国・北海道・遠別町）の連携による定期的なパトロールを実施し、暴風雪時には交通障害の発生や通行止めなど迅速な情報共有体制及び住民への情報伝達体制を整備する必要がある。

## 【1-5-2】防雪施設の整備

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

## 【1-5-3】除雪体制の確保

- 管理道路の除排雪事業を進めるほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者（国・北海道・遠別町）による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、それらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

## 指標「現状値」

- ・除雪車両台数 9台(R1)

## 1. 人命の保護

## 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

## 【1-6-1】 冬季も含めた帰宅困難者対策

- 暴風雪による視界不良での多数の帰宅困難者が発生するほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

## 【1-6-2】 積雪寒冷を想定した避難所対策

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所における防寒対策に取り組む必要がある。

## 指標「現状値」

- |            |          |
|------------|----------|
| ・防災備蓄計画策定  | 策定済(H26) |
| ・毛布備蓄枚数    | 840枚(R1) |
| ・ポータブルストーブ | 36台(R1)  |
| ・発電機       | 12機(R1)  |

## 1. 人命の保護

## 1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大（1/2）

## 【1-7-1】 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化

- 北海道防災情報システムの運用により北海道と密に情報共有を図り、防災気象情報や避難情報などの災害情報を住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うために、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした業務習熟を図る必要がある。

## 【1-7-2】 自主防災組織の結成

- 自主防災組織の結成率は100%であり、災害時の円滑な情報伝達及び地域防災力の向上と地域住民等による「共助」の浸透を図るため、地域防災マスター制度等を活用し、自主防災組織の強化を図る必要がある。

## 【1-7-3】 住民への情報伝達体制強化

- 災害時における住民安否情報の確認のため、国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線や緊急速報メールなどの計画的な更新・整備を促進するとともに「Lアラート（災害情報共有コモンズ）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に伝達するため、避難所等に公衆無線LAN機能を整備するなど、市街地及びへき地における耐災害性を向上する通信インフラを整備する必要がある。また、災害情報の提供に有効なテレビやラジオについては、その機能を確保するため、共聴施設の計画的な維持管理などテレビやラジオの難視聴対策を推進する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など「道の駅」を中心として、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる多数の外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って北海道と連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの個別避難計画の策定を推進する必要がある。

## 【1-7-4】 防災教育の推進

- 町内会等への出前講座等を実施するなど、地域全体での「自助」、「共助」、「公助」による防災意識のより一層の浸透を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、効果的な取組を行う必要がある。

## 1. 人命の保護

## 1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大（2/2）

## 【1-7-5】災害時における行政機関相互の通信手段の確保

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道の行政機関を結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と災害時の通信体制を確保する必要がある。
- 被災による有線系統（有線電話や携帯電話など）の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、行政機関における地域の電波特性を考慮した通信機器の整備を推進する必要がある。

## 指標「現状値」

・自主防災組織結成率	100%(R1)
・公衆用 Wi-Fi 設置率（指定避難所）	60%(R1)
・町避難訓練の実施	1回(H29)
・個別避難計画	未策定(R1)
・町内通信インフラ整備率	100%(R1)
・災害防災訓練実施（学校）	0回/年(R1)

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

## 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

## 【2-1-1】支援物資の供給等に係る連携体制整備

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道や民間企業・団体等と災害時協定を締結しているが、これらの協定の効率的な活用を推進するためにも、対象業務の拡大や協定内容の見直しを適宜行い、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ地域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方や広域防災拠点との連携など、北海道や関係機関と連携の下、多角的に検討する必要がある。
- 社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携し、ボランティア等の受入体制の整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア受入窓口の設置及び活動環境の整備を図る必要がある。

## 【2-1-2】非常用物資の備蓄促進

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、「遠別町防災備蓄計画」に基づき行政備蓄・調達体制を強化するとともに、広域での応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため、北海道と連携して家庭内備蓄の意義や必要性についての啓発活動に取り組む必要がある。

## 指標「現状値」

- |            |            |
|------------|------------|
| ・災害時協定締結件数 | 12件(R1)    |
| ・防災備蓄計画策定  | 策定済(H26)   |
| ・食料備蓄数     | 4,880食(R1) |

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助、救急活動の停滞

## 【2-2-1】合同訓練など関係行政機関の連絡体制整備

- 防災関係機関で構成する「遠別町防災会議」を中心に、遠別町防災計画の推進や防災訓練の実施など関係行政機関の連携を図っており、今後も消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

## 【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の北海道内外における大規模自然災害に備え、北海道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた地理的特性等を踏まえ、北海道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、北海道と連携して自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

## 【2-2-3】緊急活動等に不可欠な情報基盤・資機（器）材の整備

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機（器）材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実や団員の増員を促進する必要がある。

## 指標「現状値」

- ・合同防災訓練の実施 0回/年(R1)
- ・消防団団員数 63人(R1)

## 2. 救助・救急活動等の迅速な実施

## 2-3 救助・救急活動等の迅速な実施

## 【2-3-1】病院の機能強化と災害時連携

- 災害時は救護所となる遠別町立国保病院の自家発電設備及び応急用医療資機（器）材について適正な維持管理を実施するとともに、医療機器の計画的な更新を実施し、安定的な医療体制を確保する必要がある。

## 【2-3-2】避難所等における生活環境の改善及び健康への配慮

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、健康面に配慮した食事の提供や生活環境の改善に必要な備品等の整備を推進するとともに、トイレ環境の向上を図る必要がある。

## 【2-3-3】災害時における福祉的支援

- 社会福祉協議会、民生委員など福祉関係者や地域の自主防災組織との連携を図り、地域の高齢者や障がい者等の要配慮者を把握し、要配慮者家族への自助・共助の啓発、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制を整備する必要がある。また、福祉避難所における災害用資機（器）材や物資の整備及び要配慮者への相談助言体制のより一層の推進を図る必要がある。
- 幼児センターや小中学校との連携を図り、幼児・児童・生徒の状況を把握し、緊急連絡体制や避難誘導等の防災体制を整備する必要がある。福祉避難所における災害用資機（器）材や物資の整備をより一層図る必要がある。

## 【2-3-4】防疫対策

- 災害発生時において速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。
- 被災者への効率的な健康管理を実施するため、平時から健康増進に対する取組の推進や、定期的な健康状態の把握体制を整備する必要がある。

## 指標「現状値」

・ 町立病院	1箇所(R1)
・ 要援護者台帳整備	未整備(R1)
・ 乳幼児・児童・生徒台帳整備	未整備(R1)
・ 災害時連絡体制（民生委員）	整備済(R1)
・ 自主防災組織結成率	100%(R1)
・ 予防接種率（定期：乳幼児）	100%(R1)
・ 予防接種率（定期：高齢者）	52%(R1)（肺炎球菌・インフル（B類））
・ 特定健診受診率	35%(R1)

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 町内における行政機能の大幅な低下

##### 【3-1-1】災害対策本部機能の強化

- 災害対策本部となる役場庁舎については、災害時の機能確保・維持を図るため、職員の招集体制や関係機関との連絡体制を計画的に整備する必要がある。

##### 【3-1-2】業務継続体制の整備

- 遠別町地域防災計画において、災害発生時における災害対策本部の体制などの整備がなされているが、行政業務全体としての継続体制は整備されていないため、業務継続計画などの体制整備を推進する必要がある。

##### 【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

- 大規模災害が発生した場合の災害応急体制の確保を図るため、北海道と他市町村との応援・受援体制の構築を図る必要がある。

##### 【3-1-4】IT関係業務継続体制の整備

- 大規模災害時においても、行政業務を継続する上で重要な役割を果たす情報システムの機能を維持・継続するために、システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「IT部門における業務継続計画」の策定を推進し、計画的に進める必要がある。

#### 指標「現状値」

・職員初動マニュアル作成	策定済	随時更新
・業務継続計画	未策定(R1)	→ 策定(R6)
・業務継続計画（IT）	未策定(R1)	→ 策定(R6)
・職員災害時派遣	0人(R1)	→ 3人(R6 累計)
・役場庁舎耐震化	整備済	

## 4. ライフラインの確保

## 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

## 【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

- 日本海沿岸における再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえ、北海道が設定する再生可能エネルギー導入目標の実現に向け連携を強化し、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を図る必要がある。

## 【4-1-2】電力基盤の整備

- 被災による停電時における電力供給機能を確保するため、公共施設や避難所等への非常用電源設備や分散型電源を整備する必要がある。

## 【4-1-3】地域の特性を活かしたエネルギー資源の活用

- 日本海沿岸における環境的特性を活かした再生可能エネルギーの導入の取組と、北海道と連携してエネルギー構成の多様化の推進を図る必要がある。

## 【4-1-4】避難所への石油燃料供給の確保

- 災害時において緊急車両や避難所等への石油燃料の安定供給を確保するため、留萌地方石油業協同組合との連携を図りながら、石油販売事業者との間で災害時連絡体制を整備し、効果的な運用を図る必要がある。

## 指標「現状値」

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| ・災害時協定締結              | 締結済(H21) |
| ・災害時連絡体制整備（石油燃料）      | 未整備(R1)  |
| ・公共施設における再生可能エネルギーの導入 | 〇施設(R1)  |

## 4. ライフラインの確保

## 4-2 食料の安定供給の停滞

## 【4-2-1】食料生産基盤の整備

- 北海道の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模被害により生産基盤が打撃を受けた場合は、全国の食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。本町における農水産業においても、食料供給を安定的に行うという重要な役割を担っていることから、平時はもとより、大規模災害に備え、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の防災・減災対策の整備を推進する必要がある。

## 【4-2-2】農水産業の体質強化

- 北海道の農水産業は厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えている。本町においても例外にはなく、経営安定対策や担い手の育成・確保など、農水産業の持続的な発展に繋がる取組を効果的に推進する必要がある。

## 【4-2-3】町産食料品の販路拡大

- 災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の輸出拡大に取り組むなど、北海道と連携して生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

## 【4-2-4】町産農水産物の産地備蓄の推進

- 国では、不作時等の緊急に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、雪氷冷熱時を利用した農水産物の長期貯蔵など、農水産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

## 指標「現状値」

・農家戸数	96戸(R1)
・漁家戸数	23戸(R1)
・農業法人数	12法人(R1)
・新規就農者数	2戸(R1)
・6次産業化数	0件(R1)

## 4. ライフラインの確保

## 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

## 【4-3-1】水道施設の耐震化、老朽化対策

- 災害時においても給水機能を確保するため、計画的な水道施設の耐震化及び老朽化対策を推進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する必要がある。

## 【4-3-2】水道施設の防災機能強化

- 水道施設が被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、配水池や緊急遮断弁、送水管・配水管の耐災害性の向上や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

## 【4-3-3】下水道施設の耐震化、老朽化対策

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設耐震化を推進する必要がある。また、施設の改築・更新など計画的な維持管理を行うためにストックマネジメント計画の推進を図る必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

## 【4-3-4】下水道業務継続計画の策定

- 下水道事業について災害時の業務継続体制の整備を図るため、下水道施設業務継続計画等を活用しながら計画的な整備を推進していく必要がある。

## 指標「現状値」

・水道配水管等更新計画	0戸(R1)
・下水道施設の長寿命化計画	策定済(H25)
・ストックマネジメント計画	策定済(R1)
・合併浄化槽普及率	57%(R1)
・下水道業務継続計画策定	策定済(H28)

## 4. ライフラインの確保

## 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

## 【4-4-1】高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備

- 災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路のほか、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を北海道と連携して推進する必要がある。

## 【4-4-2】道と施設の防災対策、耐震化・老朽化対策

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「遠別町橋梁長寿命化修繕計画書」に基づき、計画的な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

## 【4-4-3】航空ネットワークの維持・拡充

- 広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、北海道と連携して航空ネットワークを構成する各航空路線の維持・拡充を推進する必要がある。

## 指標「現状値」

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| ・橋梁改修数    | 5橋(R1)           |
| ・道路管理台帳整備 | アナログ(R1)         |
| ・道路橋の定期点検 | 1回(R1) (77橋中76橋) |
|           | 2回(R1) (77橋中 1橋) |
| ・橋梁長寿命化計画 | 策定済(H24)         |

## 5. 経済活動の機能維持

## 5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動の停滞

## 【5-1-1】 本社機能や生産拠点の立地

- 東日本大震災以降、企業においては首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した北海道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の北海道への立地を促進するための取組を連携し強化する必要がある。

## 【5-1-2】 企業における業務継続体制の強化

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、国と北海道と連携して、共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対してはその策定を支援する必要がある。

## 【5-1-3】 被災企業等への金融支援

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、本町においてはこうしたセーフティネット策を周知するとともに、国と北海道と連携して、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

## 指標「現状値」

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ・企業誘致件数         | 0件(R1)  |
| ・企業への業務継続計画策定支援 | 0企業(R1) |
| ・業務継続力強化支援計画    | 未策定(R1) |

## 5. 経済活動の機能維持

### 5-2 物流機能等の大幅な低下

#### 【5-2-1】港湾の機能強化

- 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、さらに緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うためには、平時より、ターミナル機能の強化や船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、港湾の機能強化を推進する必要がある。
- 災害に備えた港湾の耐震化、液状化対策、老朽化対策など国の事業等を活用しながら計画的な整備を推進する必要がある。

#### 【5-2-2】陸路における流通経路等の機能強化

- 災害時においても、集送乳などの陸路における農水産物等の円滑な輸送や物流機能の維持を図るため、流通経路の道路設備等の効果的な整備を進める必要がある。

指標「現状値」

## 6. 二次災害の抑制

### 6-1 ため池の機能不全による二次災害の発生

#### 【6-1-1】ため池の防災対策

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、早急に未実施箇所の点検・診断を行い、点検結果に基づく対策を推進する必要がある。

#### 指標「現状値」

- ・農業用ため池届出件数            8件(R1)

## 6. 二次災害の抑制

## 6-2 農地、森林等の被害による国土の荒廃

## 【6-2-1】森林の整備・保全

- 本町の森林面積は総面積の87%を占めており、大災害等に起因する森林の荒廃、地域強靱化に大きな影響を与える問題となり得る。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を「遠別町森林整備計画」に基づき計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進する必要がある。

## 【6-2-2】農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地が持つ保全効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

## 指標「現状値」

- ・無立木地 397ha(R1)
- ・森林経営計画認定率 85%(R1)

## 7. 迅速な復旧・復興等

## 7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

## 【7-1-1】 災害廃棄物処理体制の整備

- 早期復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を見直し、被災側と支援側の両面から災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

## 【7-1-2】 地籍調査の実施

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

## 【7-1-3】 仮設住宅等の迅速な確保

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧・復興のための土地の確保や住家の被害認定調査など対象者及び対象箇所の迅速かつ適切な選定体制を整備する必要がある。

## 指標「現状値」

- ・災害廃棄物処理計画策定 未策定(R1)
- ・地籍調査進捗率 100%(R1)

## 7. 迅速な復旧・復興等

## 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

## 【7-2-1】災害対策に不可欠な建設業との連携

- 大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

## 【7-2-2】建設業の担い手確保

- 災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保に早急に取り組む必要がある。

## 【7-2-3】技術職員による応援体制

- 北海道において、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対する「公共土木施設災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する連絡会議」を設置し、応援の仕組みの整備や情報伝達に関する訓練などを行っているが、引き続き北海道と連携して、連絡会議の仕組みを活用した応援体制の強化を図る必要がある。

## 【7-2-4】地域コミュニティ機能の維持・活性化

- 人口減少と少子高齢化により、集落機能低下が懸念されるが、集落機能の維持や地域間交流の促進を図るため、移住・定住の促進や関係人口増加による地域コミュニティの活性化を推進する必要がある。

## 【7-2-5】行政職員等の活用促進

- 人員が不足した場合においても災害復旧・復興業務を円滑に実施するため、行政職員一人一人の災害対応スキルの向上を推進する必要がある。
- 管内8市町村との相互応援協定を締結しているが、同時に被災を回避する観点から、広域的な視点で応援体制を強化する必要がある。

## 指標「現状値」

・移住交流支援センター利用件数	4件/年(R1)
・地域おこし協力隊定住延べ人数	6人(R1)
・職員研修実施(防災)	未実施(R1)
・相互応援協定締結(管外)	未締結(R1)
・自主防災組織数	21組織(R1)

## IV 強靱化施策プログラム

### 1 施策プログラム策定の考え方

Ⅲ－４で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取り組むハード施策（施設整備、耐震化など）・ソフト施策（防災訓練、ハザードマップ作成など）を7つのカテゴリーと21のシナリオごとに取りまとめます。

### 2 施策プログラムの指標となる目標値の設定

施策プログラムの進捗を定量的に把握するために「目標値」を設定します。設定にあたっては、Ⅲ－３で設定した「現状値」を起点とし、年度を明記して数値化することとします。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が主体となる施策もあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけます。

また、計画策定後の状況変化等に柔軟に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新設を行うこととします。

### 3 重点化すべき施策の設定

基本計画においては、国土強靱化を実現する上で重要な45のプログラムを設定し、その中から、影響の大きさ等を踏まえつつ15の重点化すべきプログラムを選定しています。

北海道強靱化計画においては、基本計画をもとに、北海道の特性等を勘案し、脆弱性評価を行い、施策プログラムを策定していることから、改めてリスクシナリオにおける重点化は実施せず、21の施策プログラムを構成する60の施策項目について「影響の大きさ」、「施策の進捗」、「国全体の強靱化への寄与」という視点と「市町村の意向」に基づき、38の重点化すべき施策項目を設定しています。

本町においては、北海道強靱化計画における施策展開の方向性（V－1－3道北地域）を踏まえながら、「緊急性」、「影響の大きさ」及び「平時の効用」の視点に基づき重点化すべき施策の設定を行います。

重点化する施策については、施策プログラムに **重点** と明記することとします。

### 4 施策プログラムの策定

脆弱性評価において設定した21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定します。策定にあたっては、当該施策プログラムの推進に関わる取組主体が明確になるよう、施策プログラムの末尾にそれぞれ **国** **北海道** **遠別町** **民間** と明記することとします。

施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くありますが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとして再掲は行いません。また、施策プログラムの推進にあたり実施する事業を「推進事業」として記載しています。

策定した施策プログラムは次のとおりです。

## 1. 人命の保護

### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生（1/2）

#### 【1-1-1】住宅・建物等の耐震化

**重点**

□ 耐震化が行われていない公共施設の複合化も含め、計画的な耐震化を実施します。特に役場庁舎については、災害時は対策本部となることから、早急な耐震化を実施します。

遠別町

□ 耐震診断が義務づけられたホテルや旅館等の民間の大規模建築物に対し、耐震診断や改修等に係る勧奨を図り、耐震化を促進します。

遠別町

民間

□ 社会福祉施設、体育施設や学校施設など不特定多数が集まる施設について、各施設管理者等による耐震化を促進します。

遠別町

#### 推進事業

- ・ 公共施設等耐震化事業
- ・ すばやく遠別改修事業

#### 【1-1-2】建築物等の老朽化対策

**重点**

□ 公共建築物については、「個別施設計画」に基づき計画的な維持管理を行い、更新時期を迎える公共建築物については、廃止又は複合化を実施します。

遠別町

□ 公営住宅については、「遠別町公営住宅等長寿命化計画」に基づき適正な維持・建替・廃止を実施します。

遠別町

□ 民間建築物については、リフォーム助成事業等を活かし、老朽化対策支援を実施します。また、「空き家等対策計画」を策定し、空き家等がもたらす諸問題について住民意識の涵養を図ります。

遠別町

#### 推進事業

- ・ 住宅リフォーム助成事業
- ・ 公共施設等補修事業
- ・ 空き家等対策計画策定事業

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 (2/2)

【1-1-3】



□ 指定緊急避難所の周知や災害用資機（器）材の整備、耐震改修など地域の実情に応じた防災拠点の整備を推進します。 遠別町

□ 高齢者や障がい者等の要配慮者の安全確保のために必要な災害用資機（器）材の整備及び福祉避難所に関する情報周知を推進します。 遠別町

推進事業

- 指定避難所・指定緊急避難場所整備事業
- 防災備蓄倉庫整備事業
- 災害用備蓄品整備事業
- 災害用資機（器）材整備事業

【1-1-4】 緊急輸送道路等整備の推進

□ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や道路整備を国と北海道と連携して計画的に推進します。



【1-1-5】 火災予防・防火意識の啓発

□ 火災の未然防止や防火意識の啓発のため、火災予防・防火に関する啓発活動を実施します。 遠別町

□ 火災被害の軽減を図るため、北留萌消防組合と連携して住宅用火災警報器の設置を促進します。 遠別町

推進事業

- 消防施設設備整備事業
- 消防施設設備更新事業

指標「目標値」

• 公共施設耐震化率	93%(R1)	→	100%(R6)
• 個別施設計画策定率	100%(H24)	→	100%(R6)
• 空き家対策計画	未策定(R1)	→	策定予定(R6)
• 住宅等火災報知器設置率	84%(R1)	→	100%(R6) (公共及び民間)
• 指定緊急避難場所	4箇所(R1)	→	6箇所(R6)
• 指定避難所	5箇所(R1)	→	6箇所(R6)
• 公営住宅等長寿命化計画	策定済(H28)		

## 1. 人命の保護

### 1-2 土砂災害による死傷者の発生

#### 【1-2-1】警戒避難体制の整備

□ 土砂災害警戒区域近隣住民に周知を行うとともに、危険箇所が判明した場合は、北海道と連携して区域の指定を推進します。また、防災マップ更新など近隣住民に対して警戒避難体制の整備を促進します。

北海道 遠別町

□ 高齢者や障がい者等の要配慮者の安全確保のために必要な災害用資機（器）材の整備及び福祉避難所に関する情報周知を推進します。

遠別町

#### 推進事業

- ・防災訓練事業
- ・防災マップ更新事業

#### 【1-2-2】砂防設備整備の促進

□ 土砂災害の恐れがある箇所について随時北海道へ情報提供を行い、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を促進します。

北海道 遠別町

### 指標「目標値」

- |             |                |   |             |
|-------------|----------------|---|-------------|
| ・土砂災害警戒区域数  | 7区域(R1)        | → | 随時更新(R6)    |
| ・土砂災害特別警戒区域 | 3箇所(R1)        | → | 随時更新(R6)    |
| ・土石流危険区域数   | 0区域(R1)        | → | 随時更新(R6)    |
| ・地すべり等危険区域  | 4区域(R1)        | → | 随時更新(R6)    |
| ・防災マップ作成    | 作成済 2,000部(R1) | → | 必要に応じ更新(R6) |

1. 人命の保護

1-3 大規模津波等による死傷者の発生

【1-3-1】津波避難体制の整備

□ 防災マップについて引き続き周知・配布を行い、今後新たな津波浸水想定や津波災害警戒区域の設定がされるなど、情勢変化に応じ防災マップの見直しをはじめ避難体制の再整備を実施します。 遠別町

□ 町民の津波に対する防災意識の啓発のため、津波時の避難経路や浸水想定等を引き続き周知し、町内会での津波を想定した防災訓練の実施を促進します。 遠別町

推進事業

- 防災訓練事業【再掲】
- 自主防災組織運営支援事業
- 防災マップ更新事業【再掲】
- 協働のまちづくり事業

【1-3-2】海岸保全施設等の整備

□ 遠別海岸における越波・浸水、浸食被害及び津波被害を最小限とするため、海岸保全施設が計画的に整備されるよう北海道との連携を密に実施します。 北海道 遠別町

指標「目標値」

- 津波避難計画策定 策定済(H26)
- 防災マップ作成 作成済 2,000部(R1) → 必要に応じ更新(R6)【再掲】

1. 人命の保護

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【1-4-1】洪水・内水防災マップの作成

- 防災マップについて引き続き周知・配布を行い、情勢変化に応じた見直しや遠別川、ウツツ川、オタコシベツ川近隣住民に対する避難体制の再整備を実施します。 **遠別町**
- 防災マップを活用した防災訓練の実施促進や、避難の実効性を高めるための情報発信の整備を推進します。 **遠別町**

推進事業

- ・防災訓練事業【再掲】
- ・自主防災組織運営支援事業【再掲】
- ・防災マップ更新事業【再掲】
- ・地域情報通信基盤更新事業
- ・防災行政無線更新事業

【1-4-2】河川改修等の治水対策

- 管理河川において引き続き計画的な治水対策を行うとともに、近年浸水被害を受けた河川や、遠別川をはじめとした町内を流れる河川等の治水対策を重点化し、北海道と連携した効率的な整備を推進します。 **北海道** **遠別町**
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプや雨水管渠などの計画的な更新を実施します。 **遠別町**

推進事業

- ・下水道整備事業

【1-4-3】河川管理施設の老朽化対策

- 樋門、樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理を推進します。 **遠別町**

指標「目標値」

- ・防災マップ作成 作成済 2,000部(R1) → 必要に応じ更新(R6)【再掲】

1. 人命の保護

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【1-5-1】暴風雪時における道路管理体制

**重点**

- 暴風雪時には交通障害の発生や通行止めなどのリアルタイム情報を迅速に共有する体制を整備し、住民や外国人を含む観光客への情報伝達体制の強化を実施します。

国 北海道 遠別町

推進事業

- ・地域情報通信基盤更新事業【再掲】
- ・防災行政無線更新事業

【1-5-2】防雪施設の整備

- 要対策箇所への防雪柵や雪崩予防柵などの施工を重点的に実施し、気象条件や基盤の変化による新たな対策が必要な箇所等の把握に努め、計画的な施設整備を実施します。

国 北海道 遠別町

推進事業

- ・町道防雪柵設置・解体事業

【1-5-3】除雪体制の確保

**重点**

- 各道路管理者（国・道・遠別町）による情報共有や相互連携を強化するなど豪雪等異常気象に備え、除雪車両や堆積場など相互支援体制の構築を図ります。

国 北海道 遠別町

- 安定的な除雪体制が確保できるよう、除雪機械の計画的な更新など、持続可能な除雪体制整備を推進します。

遠別町 民間

推進事業

- ・町道及び公共施設除排雪事業
- ・除雪車両更新等事業

指標「目標値」

- ・除雪車両台数 9台(R1) → 9台(R6)

1. 人命の保護

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【1-6-1】 冬季も含めた帰宅困難者対策の実施

- 暴風雪等による多数の帰宅困難者が発生した場合の一時待避所の確保とその周知・啓発体制を整備します。

遠別町

推進事業

- ・ 公共施設等補修事業【再掲】

【1-6-2】 積雪寒冷を想定した避難所整備

- 各避難所等における冬季防寒対策のため、毛布及びポータブルストーブ等の暖房資機（器）材を計画的に配備して防寒対策を推進します。

遠別町

推進事業

- ・ 防災備蓄倉庫整備事業【再掲】
- ・ 災害用備蓄品整備事業【再掲】
- ・ 災害用資機（器）材整備事業【再掲】

指標「目標値」

・ 防災備蓄計画策定	策定済(H26)		
・ 毛布備蓄枚数	840枚(R1)	→	1,000枚(R1)
・ ポータブルストーブ	36台(R1)	→	44台(R1)
・ 発電機	12機(R1)	→	15機(R1)

1. 人命の保護

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大（1/2）

【1-7-1】 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化

- 北海道防災情報システムの運用により北海道との災害情報を共有し、住民への迅速な伝達を可能としているが、今後災害通信訓練の実施や担当課内での操作業務演習を実施し、防災業務の属人化の解消と防災業務の充実を図ります。 遠別町

【1-7-2】 自主防災組織の運営支援

- 町内会への出前講座の実施による共助意識の浸透と地域防災マスター制度の周知を行い、地域防災力の向上と自主防災組織の運営を推進します。 遠別町

**推進事業** ・ 自主防災組織運営支援事業【再掲】

【1-7-3】 住民等への情報伝達体制整備



- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、避難所や病院等における住民の安否情報収集体制の整備を推進します。 国 北海道 遠別町

- 住民への災害情報の伝達に必要な防災行政無線設備・IP告知端末システム等を計画的に更新するとともに、町内世帯に災害情報が迅速かつ確実に伝わるよう多様な方法による伝達手段を整備します。 遠別町

- 緊急速報メール及びLアラート（災害情報共有コモンズ）の適切な運用など災害情報の伝達体制を計画的に整備する必要がある。 国 北海道 遠別町

- 既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に伝達するため、指定避難所における公衆無線LANと市街地及びへき地における耐災害性を向上する通信インフラ整備を進めます。また、ラジオの機能を確保するため、中継局の整備など難聴対策を推進します。 遠別町

- 観光客の安全を確保し、適切に保護するため、SNS等を活用した迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、「道の駅」を中心として、災害から観光客を守る緊急時受入体制の整備を実施します。また、近年増加傾向にある外国人観光客については、国が策定した指針等に沿って北海道と連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を整備します。 遠別町

- 支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう要支援者名簿を随時更新し、具体的な避難方法をまとめた個別避難計画の策定を推進します。 遠別町

**推進事業** ・ 通信インフラ整備事業（指定避難所）

1. 人命の保護

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 (2/2)

【1-7-4】防災教育の推進

- 町内会等への出前講座の実施や各種団体への防災教材の提供など地域防災力の強化に向けた取組を推進します。 遠別町
- 学校関係者や児童生徒に対する防災意識の啓発や地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、学校における防災教育を推進します。 遠別町

**推進事業** ・ 防災訓練事業【再掲】

【1-7-5】災害時における通信手段の確保と多重化

**重点**

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道の行政機関を結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と停電時対策などの災害時通信体制を確保するとともに、有線系統通信不能時においても情報伝達が可能となるよう地域の電波特性を考慮した通信機器等を整備し、通信手段の多重化を図ります。

北海道 遠別町

**推進事業** ・ 地域情報通信基盤更新事業【再掲】  
・ 防災行政無線更新事業【再掲】

指標「目標値」

・ 自主防災組織結成率	100%(R1)		
・ 公衆用 Wi-Fi 設置率 (指定避難所)	60%(R1)	→	100%(R6)
・ 町避難訓練の実施	1回(H29)	→	3回(R6 累計)
・ 個別避難計画	未策定(R1)	→	策定(R6)
・ 町内通信インフラ整備率	100%(R1)		
・ 災害防災訓練実施 (学校)	0回/年(R1)	→	1回/年(R6)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給長期停止

【2-1-1】支援物資の供給等に係る連絡体制整備

**重点**

□ 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、災害時協定の対象業務の拡大や協定内容の見直しを実施します。

遠別町 民間

□ 災害時の円滑な物資供給体制を図るため、供給拠点となる地域防災拠点について、老朽化した既存施設の見直しを実施し、地域防災拠点機能を併せ持った複合施設の整備を推進するとともに、支援物資の種類や数量をリスト化し情報共有するなど、北海道と連携した物資調達・輸送体制の整備を実施します。

北海道 遠別町

□ 災害時における円滑なボランティア受入体制の整備と支援活動の充実を図るため、社会福祉協議会や地域ボランティア団体との被災地での情報共有体制を整備し、専門的な防災知識を有する人材やボランティアコーディネーターの育成を促進します。

遠別町 民間

推進事業

- ・ 公共施設等補修事業【再掲】
- ・ 遠別町社会福祉協議会補助事業
- ・ ボランティアコーディネーター育成事業

【2-1-2】非常用物資の備蓄促進

□ 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、「遠別町防災備蓄計画」に基づき計画的な行政備蓄・調達体制を整備します。

遠別町

□ 自主防災組織による備蓄管理やコミュニティ防災拠点における備蓄体制の整備を実施します。

遠別町

□ 家庭内備蓄の意義や必要性についての啓発活動を実施し、自発的な家庭内備蓄を促進します。

遠別町

推進事業

- ・ 防災備蓄倉庫整備事業【再掲】
- ・ 災害用備蓄品整備事業【再掲】
- ・ 自主防災組織運営支援事業【再掲】

指標「目標値」

- ・ 災害時協定締結件数 12件(R1) → 15件(R6)
- ・ 防災備蓄計画策定 策定済(H26)
- ・ 食料備蓄数 4,880食(R1) → 6,400食(R6)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-2 消防・警察・自衛隊等の被災等による救助・救援活動の停滞

【2-2-1】合同訓練など関係行政機関の連絡体制整備

- 消防・警察・自衛隊との定期的な合同訓練の実施や退職自衛官の活用など関係機関との連絡体制の整備及び連携強化を実施し、災害対応力の飛躍的な向上を推進します。

北海道 遠別町

**推進事業** ・防災訓練事業【再掲】

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

- 北海道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた地理的特性等を踏まえ、北海道と連携した自衛官募集広報や訓練実施など自衛隊体制の維持・拡充を推進します。

北海道 遠別町

【2-2-3】救急活動等に不可欠な情報基盤・資機（器）材の整備

- 消防の災害対応能力強化のため、災害用資機（器）材の計画的な購入・更新を実施します。

また、消防団員の装備の充実及び団員の増員を促進します。

遠別町

**推進事業** ・消防施設設備整備事業【再掲】  
・消防施設設備更新事業【再掲】

指標「目標値」

- ・合同防災訓練の実施 0回/年(R1) → 2回/年(R6 累計)
- ・消防団員数 63人(R1) → 75人(R6)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺（1/2）

【2-3-1】病院の機能強化と災害時連携

**重点**

- 災害時における安定的な救護所機能を確保するため、自家発電設備及び応急用医療資機（器）材について適正な維持管理を実施するとともに、医療機器の計画的な更新を実施します。

遠別町

推進事業

- ・医療機器更新等事業
- ・町立診療所建設事業

【2-3-2】避難所等の生活環境の改善及び健康への配慮

- 季節（夏季・冬季）やアレルギー、乳幼児や高齢者を配慮した食事提供や、避難所生活が中期・長期化した場合の生活備品やトイレ環境の向上など、良好な生活環境の整備を推進します。

遠別町

推進事業

- ・防災備蓄倉庫整備事業【再掲】
- ・災害用備蓄品整備事業【再掲】
- ・災害用資機（器）材整備事業【再掲】

【2-3-3】災害時における福祉的支援

- 平時から地域の要配慮者の把握に努め、きめ細かな支援を行うとともに、要援護者台帳の計画的な更新を実施します。

遠別町

- 災害時における要配慮者への迅速な避難支援を行うため、平時から社会福祉協議会や民生委員などの福祉関係者との要配慮者情報の共有を図り、災害時の緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制を整備します。

遠別町

民間

- 福祉避難所における災害用資機（器）材や物資の整備及び要配慮者への相談支援体制の構築を図り、要配慮者支援のより一層の推進を図ります。

遠別町

推進事業

- ・地域包括支援センター支援事業
- ・災害用備蓄品整備事業【再掲】
- ・災害用資機（器）材整備事業【再掲】

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺（2/2）

【2-3-4】防疫対策・健康管理

- 災害発生時における感染症の拡大を防ぐため、迅速な消毒・駆除等の防疫体制を整備し、平時には職員研修を実施するなど健康管理に関する知識・能力向上を図ります。 遠別町
- 平時には、定期的な予防接種の実施体制を推進するとともに、各種健診の受診促進及び住民の健康状態の把握など、より一層の健康づくりを推進します。 遠別町

推進事業

- 予防接種事業
- 健康増進事業
- 各種健（検）診事業
- 特定健診受診促進事業

指標「目標値」

• 町立診療所	1箇所(R5)		
• 要援護者台帳整備	未整備(R1)	→	整備(R6)
• 乳幼児・児童・生徒台帳整備	未整備(R1)		
• 災害時連絡体制（民生委員）	整備済(R1)		
• 自主防災組織結成率	100%(R1)		
• 予防接種率（定期：乳幼児）	100%(R1)	→	100%(R6)
• 予防接種率（定期：高齢者）	52%(R1)	→	55%(R6)
• 特定健診受診率	35%(R1)	→	45%(R6)

### 3. 行政機能の確保

#### 3-1 町内における行政機能の大幅な低下

##### 【3-1-1】災害対策本部機能の強化

**重点**

□ 災害対策本部設置場所となる施設の老朽化対策を実施するとともに、非常用電源設備や燃料など、概ね72時間の稼働が可能となるよう備蓄の整備を推進します。

遠別町

□ 職員初動マニュアルの改訂や庁舎内での招集訓練など、災害時における緊急体制強化を実施します。

遠別町

#### 推進事業

- ・ 役場庁舎補修事業
- ・ 公共施設等補修事業【再掲】
- ・ 公共施設等耐震化事業【再掲】

##### 【3-1-2】業務継続体制の整備

□ 災害時の行政業務全体の継続体制が確立されていないため、業務継続計画を策定し継続体制を整備します。

遠別町

##### 【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

□ 災害発生時において、被災市町村からの派遣要請や他市町村からの応援に應えるための応援・受援体制について、派遣台帳の整備や対応マニュアルの作成を行い、北海道と他市町村との応援・受援体制を整備します。

北海道

遠別町

##### 【3-1-4】IT関係業務継続体制の整備

□ 災害時においても情報システム機能を維持・継続するためにIT部門における業務継続計画を策定しシステム運用体制を整備します。

遠別町

#### 指標「目標値」

・職員初動マニュアル作成	策定済	随時更新	
・業務継続計画	未策定(R1)	→	策定(R6)
・業務継続計画(IT)	未策定(R1)	→	策定(R6)
・職員災害時派遣	0人(R1)	→	3人(R6累計)

## 4. ライフラインの確保

### 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

#### 【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

- 日本海沿岸における再生可能エネルギーのポテンシャルを周知し、北海道との連携を強化して再生可能エネルギー利活用の普及促進を図ります。 北海道 遠別町

#### 【4-1-2】電力基盤の整備

- 平時も含めた安定的な電力供給機能の確保及び電力基盤の耐災害性の向上のため、公共施設や避難所等への非常用電源設備や分散型電源の整備を電力会社と連携して推進します。 遠別町

#### 【4-1-3】地域の特性を活かしたエネルギー資源の活用

- 日本海沿岸における環境的特性を活かし、公共施設や家庭への再生可能エネルギーの導入及びエネルギー構成の多様化を推進します。 遠別町

#### 【4-1-4】避難所への石油燃料供給の確保

- 石油販売事業者との連携体制を強化し、緊急車両や避難所等への石油燃料の安定供給体制を確立します。 遠別町 民間

### 指標「目標値」

- |                       |          |           |
|-----------------------|----------|-----------|
| ・災害時協定締結              | 締結済(H21) |           |
| ・災害時連絡体制整備（石油燃料）      | 未整備(R1)  | → 整備(R6)  |
| ・公共施設における再生可能エネルギーの導入 | 0施設(R1)  | → 1施設(R6) |

## 4. ライフラインの確保

### 4-2 食料の安定供給の停滞（1/2）

#### 【4-2-1】食料生産基盤の整備

**重点**

- 災害により生産基盤が打撃を受けた場合、食料の安定供給に大きな影響を及ぼすことから、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の防災・減災対策の整備を推進します。 遠別町
- 「遠別町鳥獣被害防止計画」に基づき、農水産物の鳥獣による被害防止策を実施し、安定的な生産基盤の整備を推進します。 遠別町
- 農水産業の生産力の向上を図るため、ロボットやAIの活用による省力・高生産な農水産業経営に資する取組を推進します。 遠別町

#### 推進事業

- 地域ステップアップ事業
- 農地整備事業
- 草地畜産基盤整備事業
- 畜産振興補助事業
- 水利施設整備事業

#### 【4-2-2】農水産業の体質強化

**重点**

- 農水産業の維持・活性化については多くの課題を抱えているが、農水産業基盤の整備、担い手対策及び経営支援を実施し、持続可能な農水産業の発展を推進します。 遠別町

#### 推進事業

- 新規就農者等誘致促進事業
- 農業次世代人材投資事業
- 漁業振興対策事業
- 経営所得安定対策等推進事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 中山間地域直接支払交付金事業

#### 【4-2-3】町産食料品の販路拡大

- 災害時における食料の安定供給にも繋がることから、平時から農水産物の国外も含めた販路拡大（ブランド化・6次産業化など）を北海道と連携して推進し、貯蔵を含めた食料供給の安定を促進します。 遠別町 民間

## 4. ライフラインの確保

### 4-2 食料の安定供給の停滞（2/2）

#### 【4-2-4】 町産農水産物の産地備蓄の推進

- 災害時には地域への安定的な食料供給が可能となることから、農水産物の長期的な貯蔵について、雪氷冷熱等の利用を含め、産地備蓄を推進します。

遠別町

#### 指標「目標値」

・農家戸数	96戸(R1)	→	96戸(R6)
・漁家戸数	23戸(R1)	→	23戸(R6)
・農業法人数	12法人(R1)	→	12法人(R6)
・新規就農者数	2戸(R1)	→	5戸(R6 累計)
・6次産業化数	0件(R1)	→	1件(R6 累計)

## 4. ライフラインの確保

### 4-3 上下水道等の長期期間にわたる機能停止

#### 【4-3-1】水道施設の耐震化・老朽化対策

**重点**

- 災害時における給水機能確保のため、「水道配水管等更新計画」に基づき計画的な水道施設の維持管理を行い、老朽化対策を進めます。

遠別町

**推進事業**

・簡易水道整備事業

#### 【4-3-2】水道施設の防災機能強化

**重点**

- 緊急時の給水拠点の確保を図るため、配水池の耐震化や緊急遮断弁、送水管・配水管の耐災害性の向上などの整備や、応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を進めます。

遠別町

#### 【4-3-3】下水道施設の耐震化・老朽化対策

- 地震時における下水道機能の確保のため、「ストックマネジメント計画」に基づき、改築・更新など計画的な維持管理を実施します。

遠別町

- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進します。

遠別町

**推進事業**

・下水道整備事業  
 ・浄化槽設置整備事業  
 ・雨水浸水対策事業

#### 【4-3-4】下水道業務継続計画の策定

- 下水道施設BCPを現状に合わせて随時改定し、災害時の業務継続体制を整備します。

遠別町

### 指標「目標値」

・水道配水管等更新計画	0戸(R1) →	79戸(R6)
・下水道施設の長寿命化計画	策定済(H25)	
・ストックマネジメント計画	策定済(R1)	
・合併浄化槽普及率	57%(R1) →	80%(R6 累計)
・下水道業務継続計画策定	策定済(H28)	

## 4. ライフラインの確保

### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

#### 【4-4-1】高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備

**重点**

□ 災害時の広域交通の分析を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保するため道道遠別名寄線の整備や稚内一土別剣淵区間の高規格幹線道路の整備や市街地をつなぐアクセス道路、緊急輸送道路及び避難路などのネットワーク化を北海道と連携して推進します。

国 北海道 遠別町

□ 国道231、232号は第一次緊急輸送路に指定されているが、その地理的条件から法面崩落、吹雪・越波による大きな影響を受けているため、オロロンライン防災・安全推進協議会と連携した強靱化及び安全性向上に関する要望を実施します。

国 遠別町

#### 【4-4-2】道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策

**重点**

□ 「遠別町橋梁長寿命化修繕計画書」に基づき橋梁の計画的な維持管理を実施します。また、道路施設の定期的な点検を行い、老朽箇所が発見された場合は、計画的な修繕及び維持管理を実施します。

遠別町

□ 農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、定期的な点検・診断を行い、必要箇所は補修・舗装を実施するなどの計画的な整備を実施します。

遠別町

#### 推進事業

- ・橋梁長寿命化修繕事業
- ・町道維持補修事業

#### 【4-4-3】航空ネットワークの維持・拡充

□ 道北地域における移動や物資の輸送において、航空路線は重要なアクセス手段の一つであるため、北海道と連携して航空ネットワークを構成する各航空路線の維持・拡充を推進します。

北海道 遠別町

### 指標「目標値」

- |           |          |   |                 |
|-----------|----------|---|-----------------|
| ・橋梁改修数    | 5橋(R1)   | → | 9橋(R6)          |
| ・道路管理台帳整備 | アナログ(R1) | → | デジタル(R6)        |
| ・道路橋の定期点検 | 1回(R1)   | → | 2回(R6)          |
|           | 2回(R1)   | → | 3回(R6) (77橋中1橋) |
| ・橋梁長寿命化計画 | 策定済(H24) |   |                 |

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【5-1-1】本社機能や生産拠点の立地（リスク分散）

- 経済活動のリスク分散とサプライチェーンの複線化に資するため、北海道のバックアップ拠点としての優位性と遠別町の立地的な強みを活かし、本社機能や生産拠点の移転を北海道と連携して促進します。

北海道 遠別町 民間

【5-1-2】企業における業務継続体制の強化

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、国と北海道と連携して計画の策定の必要性を普及啓発するとともに、計画策定を希望する企業に対しては、商工会等とも連携しながら、その策定を支援します。

遠別町 民間

- 企業の経営強靱化及び災害時の事業活動の継続に資するため、商工会と連携して「事業継続力強化支援計画」の策定に努めます。

遠別町 民間

推進事業

- ・商工会活動補助事業
- ・遠別町中小企業特別融資制度資金利子補給金

【5-1-3】被災企業等への金融支援

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国と北海道が実施している金融支援の普及啓発を実施しながら、企業の災害対策に対する取組の支援策の実施を検討します。

国 北海道 遠別町 民間

指標「目標値」

- ・企業誘致件数 0件(R1) → 1件(R6)
- ・企業への業務継続計画策定支援 0企業(R1) → 1企業(R6)
- ・業務継続力強化支援計画 未策定(R1) → 策定(R6)

## 5. 経済活動の機能維持

### 5-2 物流機能の大幅な低下

#### 【5-2-1】 漁港の機能強化

- 災害時における物流拠点・輸送拠点としての機能を確保するため、ターミナル機能の強化や船舶の大型化など物流の変化に対応した漁港整備など、漁港の機能強化を推進するとともに、漁港の耐震化、液状化対策、老朽化対策など国の事業等を活用しながら計画的な整備を推進します。

国

遠別町

#### 推進事業

・遠別漁港整備事業

#### 【5-2-2】 陸路における流通経路等の機能強化

- 災害時においても、集送乳などの陸路における農水産物の円滑な輸送や物流機能の維持を図るため、平時より流通経路となる道路設備等の点検と機能強化を実施します。

北海道

遠別町

指標「目標値」

## 6. 二次被害の抑制

### 6-1 ため池の機能不全による二次災害の発生

#### 【6-1-1】ため池の防災対策

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、対象となるため池の点検・診断を実施し必要な対策を推進するとともに、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、随時、農業用ため池の所在や管理状況の把握を実施します。

遠別町

#### 指標「目標値」

・農業用ため池届出件数      8件(R1) → 8件(R6)

## 6. 二次被害の抑制

### 6-2 農地、森林等の被害による国土の荒廃

#### 【6-2-1】森林の整備・保全

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など産地災害を防止するため、「遠別町森林整備計画」に基づき計画的な造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を進めます。 遠別町
- 森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、「遠別町鳥獣被害防止計画」に基づき野生鳥獣による森林被害の防止対策を実施し、自然と共生した多様な森林づくりを推進します。 遠別町

#### 推進事業

- 町有林造林事業（間伐等含む）
- 未来につなぐ森づくり推進事業
- 民有林振興事業
- 森林環境譲与税利活用事業

#### 【6-2-2】農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を維持する取組を推進します。 遠別町

#### 推進事業

- 農地整備事業【再掲】
- 草地畜産基盤整備事業【再掲】
- 地域ステップアップ事業【再掲】
- 水利施設整備事業【再掲】

### 指標「目標値」

- |             |           |   |           |
|-------------|-----------|---|-----------|
| • 無立木地      | 397ha(R1) | → | 397ha(R6) |
| • 森林経営計画認定率 | 85%(R1)   | → | 89%(R6)   |

## 7. 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### 【7-1-1】災害廃棄物処理体制の整備

- 「遠別町地域防災計画」において廃棄物処理等計画を定めているが、一時貯蔵場所の選定や受入体制の整備など「災害廃棄物処理計画」を策定し、処理体制を再整備します。 遠別町

#### 【7-1-2】地籍調査の推進

- 災害後の円滑な復旧・復興を図るため、正確な地籍調査を実施します。 遠別町

#### 【7-1-3】仮設住宅等の迅速な確保

- 被災者の迅速な生活基盤の確保を図るため、土地の確保や住家の被害認定調査など対象者及び対象箇所の迅速かつ適切な選定体制を整備します。 北海道 遠別町

### 指標「目標値」

- ・ 災害廃棄物処理計画策定 未策定(R1) → 策定(R6)
- ・ 地籍調査進捗率 100%(R1)

7. 迅速な復旧・復興等

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【7-2-1】災害対応に不可欠な建設業の振興と連携

□ 遠別建設協会と災害時協定を締結しているが、協定業務の見直しや連絡体制強化など、災害時の応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう建設協会とのより一層の連携を推進します。

遠別町

民間

□ 災害時の復旧・復興に加え、平時における強靱化（施設及び橋梁等整備）に不可欠な建設業の振興のため、担い手の確保や業務継続計画の策定支援など、関係機関と連携した取組を推進します。

遠別町

民間

【7-2-2】地域コミュニティ機能の維持・活性化

□ 災害時における避難や復旧・復興が迅速に行われるよう、平時より多世代・多文化の交流を促進し交流人口・関係人口の増加及び共助の浸透を図るとともに、移住・定住を促進させ集落機能の維持・活性化を推進します。

遠別町

推進事業

- ・地域活力向上事業
- ・移住定住促進事業
- ・地域おこし協力隊事業
- ・協働のまちづくり事業
- ・自主防災組織運営支援事業

【7-2-3】行政職員の活用促進

□ 災害復旧・復興業務を円滑に実施するため、職員研修や災害時訓練を実施して職員一人一人の災害対応スキルの向上を推進します。

遠別町

□ 管内8市町村との相互応援協定を締結しているが、同時被災を回避する観点から管外市区町村との広域的な協定締結を検討します。

遠別町

推進事業

- ・職員人材育成研修事業

指標「目標値」

・移住交流支援センター利用件数	4件/年(R1)	→	10件/年(R6)
・地域おこし協力隊定住延べ人数	6人(R1)	→	7人(R6)
・職員研修実施（防災）	未実施(R1)	→	1回(R6)
・相互応援協定締結（管外）	未締結(R1)	→	締結(R6)
・自主防災組織数	21組織(R1)	→	21組織(R6)

遠別町強靱化推進事業一覧表

No.	推進事業	担当課	実施場所
1	住宅リフォーム助成事業	建設課	遠別町全域
2	除雪機械整備事業	建設課	
3	橋梁整備事業	建設課	
4	町道整備・維持事業	建設課	
5	防雪柵設置事業	建設課	
6	公営住宅等整備・改善・解体事業	建設課	
7	簡易水道施設整備事業	建設課	
8	下水道整備事業	建設課	
9	地方路線バス維持事業	住民課	
10	デマンドバス運行事業	住民課	
11	空き家対策事業	住民課	
12	遠別町社会福祉協議会補助事業	福祉課	
13	緊急通報システム整備事業	福祉課	
14	子ども医療費助成事業	福祉課	
15	がん検診助成事業	福祉課	
16	母子保健推進事業【交通助成含む】	福祉課	
17	高齢者・重度障がい者交通助成事業	福祉課	
18	乳幼児健康診査事業	福祉課	
19	予防接種事業	福祉課	
20	医療機器整備事業	町立病院	
21	町立診療所建設事業	町立病院	
22	職員住宅整備事業	町立病院	
23	遠別町学校改修事業	教育委員会	
24	遠別中学校建設事業	教育委員会	
25	生涯学習センター改修事業	教育委員会	
26	合宿のふるさと事業	教育委員会	
27	スポーツセンター改修事業	教育委員会	
28	すぱーく遠別改修事業	教育委員会	
29	学校給食センター改修事業	教育委員会	
30	民間賃貸住宅建設助成事業	総務課	
31	自主防災組織運営交付金事業	総務課	
32	防災対策事業【倉庫・備蓄品・資機材等】	総務課	
33	防災訓練事業	総務課	
34	協働のまちづくり事業	総務課	
35	地域活力向上事業	総務課	
36	移住体験事業	総務課	
37	情報通信基盤更改事業【IP告知】	総務課	
38	防災無線更新事業	総務課	
39	地域ステップアップ事業	経済課	
40	畜産振興対策事業	経済課	

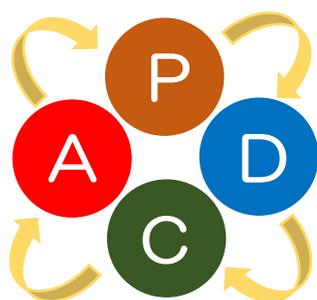
遠別町強靱化推進事業一覧表

No.	推進事業	担当課	実施場所
41	経営所得安定対策等推進事業	経済課	遠別町全域
42	農業次世代人材投資事業	経済課	
43	多面的機能支払交付金事業	経済課	
44	中山間地域等直接支払交付金事業	経済課	
45	水利施設整備事業	経済課	
46	農地整備事業	経済課	
47	草地畜産基盤整備事業	経済課	
48	新規就農者経営発展支援事業	経済課	
49	町有林造林事業	経済課	
50	町有林造林地保育事業	経済課	
51	未来につなぐ森づくり推進事業	経済課	
52	森林環境譲与税利活用事業	経済課	
53	漁港上架施設建設事業	経済課	
54	漁業生産基盤強化対策事業	経済課	
55	特別融資保証料補給事業	経済課	
56	起業化支援事業	経済課	
57	プレミアム商品券発行事業	経済課	
58	商工会活動補助事業	経済課	
59	道の駅施設建設事業	経済課	
60	キャンプ場整備事業	経済課	
61	青年部連携地域活性化事業	経済課	
62	地域おこし協力隊事業	総務課	
63	海洋センター改修事業	教育委員会	
64	職員人材育成研修	総務課	
65	野球場改修事業	教育委員会	
66	スキー場夜間照明施設改修事業	教育委員会	
67	看護師就労奨励事業	町立病院	
68	学童保育事業	福祉課	
69	有害鳥獣捕獲事業	経済課	
70	空き家等対策計画策定事業	住民課	
71	指定避難所・指定緊急避難場所整備事業	総務課	
72	ボランティアコーディネーター育成事業	福祉課	
73	結婚・出産祝金事業	住民課	
74	消防ポンプ自動車等整備事業	消防	
75	高齢者バス・タクシー助成事業	福祉課	
76	英語指導業務事業	教育委員会	
77	遠別農業高等学校教育振興事業	教育委員会	
78	防災施設等整備事業	総務課	
79	行政サービスポイント事業	総務課	
80	姉妹都市交流事業	総務課	

### 1 計画策定の背景

本計画の推進にあたっては、各施策の進捗状況や「目標値」の達成状況を踏まえながら施策プログラム全体の見直しを行い、その結果を考慮した本町の脆弱性の再評価・分析を行い、さらなる施策推進に繋げていくというPDCAサイクル（※1）を構築します。

また、そのPDCAサイクルを効果的に機能させるために適時KPI（※2）を活用したローリングを実施し、計画の実効性を高めることとします。



#### Plan（計画）

リスク設定→脆弱化評価→施策プログラム設定

#### Do（実行）

計画的な推進事業の実施

#### Check（評価）

指標設定による進捗状況の把握・評価

#### Action（見直し・改善）

全体の取組の見直し・改善

※1 PDCAサイクル

Plan「計画」・Do「実行」・Check「評価」・Action「改善」を繰り返すことで業務を継続的にしていく方法。

※2 KPI

目標の達成度を評価するための主要業務評価指標

### 2 持続可能な開発目標（SDGs（※3））の達成に向けた施策の推進

国では、「持続可能な開発目標実施指針」を8つの優先課題と具体的な対策の中で、「④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラ整備」を示し、目標達成に向け「国土強靱化の推進・防災」や「質の高いインフラ投資の推進」など各施策を推進しています。北海道においては、北海道総合計画をはじめとする各種計画や取組方針など、国の実施指針と方向性を同じくする施策に取り組んでおり、北海道強靱化計画についても「持続可能な開発目標」の達成に資するものとして関連施策を推進しています。本町においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略と調和・連携を図り、相乗的に「持続可能な開発目標」の達成に資することができるよう関連施策を推進していきます。

※3 持続可能な開発目標

2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成

### 3 遠別町強靱化のための推進事業の設定

施策プログラムの推進に必要な各事業のうち、遠別町が主体となって実施する事業を設定します。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても必要に応じて推進事業の見直しや新たな設定を行うこととします。